明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であって、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

3　この省令の施行日前に交付を受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

4　この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

5　この省令の施行日前にした浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

○国土交通省令第九十八号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第一条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十四条第二項において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の十二第二項第四号ロ中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条の十六第二項及び第三項、第十三条の四第一項第二号、第十三条の六第一項第二号、第十三条の七第一項第二号及び第四号、第十三条の九第一項第二号及び第四号、第十三条の十一第一項第二号、第十三条の十三第一項第二号、第十三条の十五第一項第二号及び第四号、第十三条の十七第一項第二号及び第四号、第十四条の二第三項及び第四項、第十四条の三第二項第二号、第十四条の四第四項第二号及び第九項、第十四条の五第六項第二号、第十七条の七第一項第二号、第十七条の八第一項第二号、第十七条の十第一項第二号、第十七条の十五第一項第二号、第十七条の十六第二項及び第三項、第十七条の十八第三項第二号、第十七条の三十第三項から第五項まで、第十七条の三十一第二項、第十八条の十二第二項第四号ロ、第十八条の十六第二項及び第三項並びに第二十一条の六第六号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の八第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の九第二項第二号及び第二十六条第六項から第八項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法施行規則の一部改正）

第三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十六第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条の二十七において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

第十七条の十七の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の十七の二の二第一項第三号中「磁気ディスク等」を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の二十七第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十七条の三十一第二項及び第三項、第十七条の三十九第一項第二号、第十七条の四十一第一項第二号、第二十条の三第三項及び第四項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条の二の二第四項及び第五項、第二十二条の二の三第一項第二号、第二十二条の二の五第一項第二号、第二十二条の四第一項第二号並びに第二十二条の五の二第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。